

亀山市空家等対策の推進に関する条例（案）に関する意見と意見に対する考え方・修正点

※空家等対策の推進に関する特別措置法を「法」と記載します。

番号	条文	項・号	提出された意見の要点	意見に対する対応	
				市の考え方	条例案の修正点
1	—	—	耐震基準を満たさない空家は原則として取り壊すものとする。取り壊し費用は補助金上限30万円を超える場合、取り壊し費用の50%まで可能とする。	耐震基準を満たさないとの理由だけでは特定空家等に該当せず、取り壊しの指導及び処分は行えません。 補助金については、他の制度に関連する事項であるため、本条例中では定めませんが、法規定による協議会に諮ります。	なし
2	—	—	取り壊した後、小規模宅地の固定資産税優遇措置は10年間は更地のままでも継続する。但し10年を超えて建物を建てるなど有効利用できない宅地は原則として固定資産税の優遇措置は認めない。	固定資産税優遇措置は、他の制度に関連する事項であるため、本条例中では定めませんが、法規定による協議会に諮ります。	なし
3	—	—	耐震診断等実施申込書は所有者の承諾を必要としているが、申込みは自治会長でも可能とする。	耐震診断等実施申込書については他制度に関連するため、本条例中では定めません。	なし
4	—	—	災害避難道路際にあつて耐震基準を満たさない空家は所有者の承諾を待たず自治会長の申し出の内容に鑑み、特定空家として勧告できるものとする。	特定空家等は法で規定されています。災害避難道路際にあつても耐震基準を満たさないとの理由だけでは特定空家等に該当せず、勧告も行えません。	なし
5	—	—	家をできるだけ長く存続させるような制度（市民のクラブやグループの会合に無料で使っただき、部屋代や電気代は市の議会で定め一定の支払いをその家に支払う）を作っていたきたい。	法規定の空家等対策計画で定める事項に該当すると考えますので、本条例中では定めませんが、法規定による協議会に諮ります。	なし

番号	条文	項・号	提出された意見の要点	意見に対する対応	
				市の考え方	条例案の修正点
6	—	—	<p>空き家の種類には、A. 十分住める空き家とB. 全く住めない空き家がある。</p> <p>A. 住める空き家に対する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市人口増対策として ・ 所有者に空き家にせず貸家にするように働きかける ・ 都会より若い住人を求める施策 ・ 市内の空き家の現状を詳細に調査し実態を把握する。 <p>B. 住めない空き家対策について</p> <p>法律に基づく施策が早急に実施できるよう早期の条例の制定を希望します。</p>	<p>A. 法規定の空家等対策計画で定める事項に該当すると考えますので、本条例中では定めませんが、法規定による協議会に諮ります。</p> <p>B. 条例制定は本意見募集を行った後に、条例（案）を議会へ提案予定です。</p>	なし
7	10 11	—	<p>空家等の「予防」、「保全」に関する記述が全くない。</p>	<p>「予防」は法規定の空家等対策計画で定める事項に該当すると考えますので、本条例中では定めませんが、法規定による協議会に諮ります。</p> <p>「保全」は条例中の「管理不全状態の空家等に対する措置」、「緊急安全措置」で記述しています。</p>	なし
8	3	—	<p>基本理念として、「まちづくり（コンパクトシティ化、まちなか居住）」の視点が必要と考えるが、その視点が見えない。また都市計画と連動してまちづくりを推進するためには、空家等の「活用」の記述も必要ではないか。</p>	<p>法規定の空家等対策計画で定める事項に該当すると考えますので、本条例中では定めませんが、法規定による協議会に諮ります。</p>	なし
9	3	—	<p>空家問題を解決するためには市・空家等の所有者・市民、その他にも事業取組団体が連携し「協働」することが必須である。</p>	<p>「基本理念」に相互に連携して行わなければならないと記述しています。</p>	なし

番号	条文	項・号	提出された意見の要点	意見に対する対応	
				市の考え方	条例案の修正点
10	10	—	管理不全状態の空家等に認定後、所有者に対し助言、指導、勧告ができるとしていますが、この条例を作ったことによって本当にその問題が改善され解決に繋がるか疑問です。	条例により、法規定の特定空家等に比べ周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態が軽度な空家等を「管理不全状態の空家等」とし、改善措置を行えるようにするため、より空家問題の解決に繋がると考えます。	なし
11	1	—	「空家等の活用によるまちづくり活動の活性化（まちなか居住の推進）」を入れるべきではないか。これを市・空家等の所有者・市民や事業取組団体が「協働」していくことが大切。	法規定の空家等対策計画で定める事項に該当すると考えますので、本条例中では定めませんが、法規定による協議会に諮ります。	なし
12	3	—	まちづくりの視点が必要ではないか。理念が「役割認識」と「相互連携」だけでは、空家等の問題解決までつながらないのではないか。	法規定の空家等対策計画で定める事項に該当すると考えますので、本条例中では定めませんが、法規定による協議会に諮ります。	なし
13	4	—	市の責務が「空家等の適切な管理の促進のための措置」しか書いていないが、空家等の管理不全の「発生防止・予防」に関する取組も市が率先して行うべきではないか。	法規定の空家等対策計画で定める事項に該当すると考えますので、本条例中では定めませんが、法規定による協議会に諮ります。	なし
14	5	—	所有者は空家等の適切な管理はもちろんのこと、「活用の推進に協力」も必要ではないか。 空家等の管理と活用をすることが魅力あるまちづくりに繋がる。	法規定の空家等対策計画で定める事項に該当すると考えますので、本条例中では定めませんが、法規定による協議会に諮ります。	なし
15	6	—	市民は、「市への情報提供」だけが責務となっているが、市民の「空家等への理解・予防への努力」も記述すべきではないか	法規定の空家等対策計画で定める事項に該当すると考えますので、本条例中では定めませんが、法規定による協議会に諮ります。	なし